

令和2年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 令和2年8月20日(木)

午後1時57分から午後2時42分まで

場所 一宮保健所 4階 大会議室

発 言 者	発 言 内 容
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>定刻より若干早いですけれども、皆様お揃いですので、ただいまから令和2年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の嵯峨崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>開会にあたりまして、一宮保健所長の澁谷から挨拶申し上げます。</p>
<p>事務局 (一宮保健所所長)</p>	<p>失礼をいたします。一宮保健所の澁谷でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は皆様には、大変暑さ厳しい中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃皆様にはそれぞれのお立場で保健医療行政並びに福祉行政の推進のため格別の御理解と御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。重ねて厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るっております。本県におきましても連日感染者が多数報告されており、当保健所では各医療機関と協力しつつ、行政検査の調整、検体や患者の搬送、濃厚接触者の疫学調査、帰国者接触者相談センターでの対応等の業務にあたっております。また、稲沢市の保健師派遣を始め官民各方面から御支援をいただいておりますことをこの場をお借りして御礼を申し上げます。今後も厳しい局面が続くと思っておりますが関係機関と連携を取りながら対策を進めてまいりたいと考えておりますのでどうか引き続き御協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、本年度、当保健所は来年度からの一宮市の中核市移行に向け、一宮市職員を実務研修生として最大17名を受け入れて運営しておりますことを御報告申し上げます。</p>

	<p>さて、本日のこの推進会議でございますが、愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏における保健、医療、福祉に関する施策について、円滑かつ効果的に実施するために御意見をいただくとともに皆様方と更なる連携を図ることを目的といたしまして年2回開催しているものでございます。限られた時間ではございますが、活発で忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>次に資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料でございますけれども、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1-1、資料1-2、資料2から資料6それから右の上の方に資料配付と記載のある資料を3種類配付させていただいております。</p> <p>また、本日の配付資料といたしまして令和2年度一宮保健所事業概要を机上に配付させていただいております。不足等ございましたらお知らせいただけますようお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>次に本日の出席者でございますが、御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来ではございますが、時間の関係からお手元の名簿と配席図に代えさせていただきます。</p> <p>また、本日の会議運営についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から委員の皆様が発言される際には、事務局からマイクのお届けを見合わせていますので恐れ入りますけれども、発言の際には、地声ではっきりと発言していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、筆記用具につきましても同様の観点から机上に配付しておりませんので御理解いただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>続きまして議長の選出でございます。</p> <p>本会議の議長につきましては、資料1-2の当会議の開催要領第4条第2項によりまして、出席者の互選により決定することとなっております。</p> <p>特に御異議がなければ、一宮市医師会長の櫻井様をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。</p> <p>【異議なし】の声あり</p>

<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは出席者の皆様の総意といたしまして、一宮市医師会長の櫻井様に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、議長として指名を受けました櫻井でございます。よろしく願いいたします。マスクで失礼いたしますが、一瞬マスクをとりますがこんな顔でございますので今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>それではこれから議事に入りますが、その前に委員の出席状況及び本日の会議の公開、非公開の取り扱いにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。それではお願いいたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>はい、資料1-2の開催要領第4条第3項に基づく委員の出席状況につきまして報告いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>本会議の構成員の人数は19名です。午後2時4分現在の出席委員数は19名、欠席委員は0ということになっております。</p> <p>以上のことから開催要領第4条第3項に規定されている委員の過半数の出席がなされていることを御報告いたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所次長)</p>	<p>会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっております。従いまして全て公開で行いたいと思います。</p> <p>また、会議の様子を一部写真撮影させていただきますことを御了解いただきたいと思います。</p> <p>なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することにしておりますので、あらかじめ御了承くださるようお願いをいたします。事務局からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの報告のとおり本会議は委員の過半数の出席がなされていることを確認します。また、事務局から説明がありましたように全て公開でしたいと思います。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。(1)愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部改正について事務局から説明してください。</p>

<p>事務局 (一宮保健所課長補佐)</p>	<p>私、一宮保健所総務企画課の伊藤と申します。私の方から愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部改正につきまして御説明させていただきます。失礼ですが着座にて説明させていただきます。</p> <p>資料1-1の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。本要領につきましては、本年度に入りましてから4月と6月に二度改正されております。</p> <p>まず4月に行われた改正でございますが、資料1-1の4ページを御覧ください。新旧それぞれ右上あたりに棒線が引いてあるところがございますが、会議の事務局の構成員であります、役職の名称が変更になったことによる改正でございます。</p> <p>次の6月の改正でございます。お手数ですが資料お戻りいただきまして2ページになりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために会議を書面で開催できるよう各基幹的保健所長が緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合に、書面を配付し議事の可否を問い、会議に代えることができるよう関係規定を整理したものでございます。</p> <p>なお、改正後の全文が資料1-2となっております。簡単ではございますが説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい。では、よろしくお願いいたします。</p>
<p>一宮市長</p>	<p>すいません。令和2年6月19日から施行するとなっておりますが、この条文を使って会議を開かなくてはいけない何か緊急の時があったのでしょうか。</p> <p>それともこれから万一来るという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (一宮保健所課長補佐)</p>	<p>全圏域のことまで把握できてはございませんけれども、基本的に今後こういったことができるよう改正するものだという風には聞いております。</p>
<p>一宮市長</p>	<p>分かりました。まあ何が起きるかわかりませんから。</p>

議長

ありがとうございます。他に御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、御意見、御質問ございませんようでしたら、続いて(2)愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて、これも事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(一宮保健所課長補佐)

すいません、引き続き一宮保健所の伊藤から説明申し上げます。資料2の方をお願いします。着座にて失礼いたします。

愛知県地域保健医療計画見直しでございますが、こちらにつきましては、県庁の医療計画課からの報告事項でございますが、大変申し訳ございませんが、都合により出席ができませんので、私の方から代わって説明を申し上げます。

まず1の趣旨でございますが、医療法の規定によりまして、医療計画につきましては3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、中間見直しを行うものとされております。

本県の現行の医療計画につきましては、2018年度から2023年度までの6年間を計画期間としておりまして、2020年が中間年にあたることから計画の中間見直しを行うことになっております。

2の策定期間についてでございますが、まず県計画を2021年9月末までに策定いたします。医療圏の計画につきましては、2021年2月頃に開催予定の圏域会議でまず方針を決定いたしまして、2021年度末までに策定いたします。

3の中間見直し方針でございます。現行計画をベースにデータや現状の時点修正等を行うほか、必要に応じて課題や今後の方策、指標を見直してまいります。基準病床数の見直しは行いません。更に3年ごとに改定される介護保険事業支援計画との整合性を図るため、在宅医療と介護サービスの見込み量について、市町村と調整を図ってまいります。

最後に見直し体制及びスケジュールでございます。こちらは医療圏の計画について、主として説明させていただきます。

まず先程、述べさせていただいたとおり2021年2月頃の圏域会議で方針を決定いたしまして、その後、県計画

の原案を反映した医療圏計画の原案を作成してまいります。7月から10月頃までで、圏域会議、医療体制部会、医療審議会、それぞれの会議での質疑、検討を経て、原案を決定いただきまして、パブリックコメントで意見照会を行います。その後、修正案について、同様に審議、検討を行いまして、先程申し上げましたとおり2021年度末に策定をする予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

はい。ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、次に議事の(3)大規模災害時の保健医療活動に係る体制について、これも事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(医務課課長補佐)

愛知県庁保健医療局医務課災害医療グループの丹羽と申します。私の方から大規模災害時の保健医療活動に係る体制について御説明させていただきたいと思っております。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料3の方を御覧いただきたいと思っております。こちら大規模災害時の保健医療活動に係る体制についてということでございますが、こちらの資料につきましては、昨年度の10月18日に県の方で開催されました医療審議会の5事業等推進部会での審議結果を12月16日の医療審議会で御報告させていただいておりますが、その資料の一部ということでございまして、御承認いただきました内容ということです。それに基づいて、4月から要綱の方を実際に改正させていただいているものでございますが、この保健医療福祉推進会議で、皆様方に災害時の体制という形で関係する内容となっていると思っておりますので、改めて御説明させていただくものでございます。

それでは資料の左側の1番ということで、大規模災害時の保健医療体制の見直しについてでございますが、こちらは、熊本地震の検証結果を踏まえまして、平成29年7月5日付けの厚生労働省医政局長通知におきまして、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について、国の考

え方が示されました。

通知の主な内容としましては、下の枠でございますが、一つは保健医療調整本部の設置ということで、これまで医療チームの派遣調整等については、派遣調整本部が行い、保健師チーム等の派遣調整につきましては、各都道府県の担当課が行うこととなっていました。今後は、全ての保健医療活動の調整を保健医療調整本部が担うこととされました。

次に保健所の機能強化でございますが、保健所は派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して保健医療活動に係る指揮又は連携を行うとともに避難所等へ当該保健医療活動チームの派遣調整等を行うこととされました。

この通知を受けまして、次の2番のところでございますが、保健医療体制の見直し内容のところ、まず本県の対策について会議の名称を変更することとなりました。県庁はこれまで災害医療調整本部ということでさせていただいておりましたが、これを保健医療調整本部へ、また、基幹的保健所の方では、地域災害医療対策会議を改正させていただき、保健医療調整会議ということで移行させていただきます。

また、保健医療調整本部の体制につきましては、保健医療活動チーム全体の派遣調整に対応するというので、下に書かせていただいておりますが、DMAT、DPAT、JMAT、その他日赤救護班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム等の全体の派遣調整をさせていただきます。

また、同じく基幹的保健所の体制ですが、こちらも保健医療活動チームの全体の派遣調整に対応いただくということですが、ただDMATにつきましては、DMAT調整本部がございますので、県庁のDMAT調整本部の方で派遣調整を行っていくものでございます。

次に3番の保健医療調整会議の区域の見直しでございます。こちらにつきましては、尾張中部区域につきましては、清須保健所管内でございますが、こちらについては、災害拠点病院の指定を受けた医療施設が無いということから、地域の意見を伺いまして、救急二次医療圏の所管区域と同様に、この一宮保健所による保健医療調整会議の所管区域に加えさせていただいております。

なお、尾張中部だけではなく、西三河南部東、西三河南部西及び西三河北部につきましても見直しを検討させていただいておりますが、御同意をいただいた尾張中部のこちらの見直しについて、実施させていただいております。

なお、尾張西部区域と尾張北部区域につきましても日頃から地域の患者さんの流れですとか、或いは基幹病院と地域住民との関係がございますので、右側（２）のところで記載させていただいておりますが、災害発生時に関係者間で円滑な協力が行われるように、定期的に協議を行っていただくなど患者の受療動向、地域の実情に応じて、平時から近隣の保健所間で災害医療に関する意見調整を行っていただきまして、連携に務めさせていただきたいと思っております。

また、（３）ということで、災害時の保健医療活動に係る体制整備にあたっては、二次医療圏単位で行われている様々な取り組みと齟齬がきたすことのないように、平時から関係者による協議を行い、連携を図るようにしていただきたいと思っております。

新たな所管区域ということでございますが、先程お話しさせていただきましたように、尾張西部区域のところに清須市、北名古屋市、豊山町を追加させていただいております。

次に５番のその他でございますが、情報収集につきましては、保健医療調整会議が設置されるまでは、中核市を含めまして、全ての保健所で被災情報を収集し、直接、保健医療調整本部に連絡をしていただくというようにしております。また、応援チーム等の避難所等への派遣調整は、保健医療調整会議で行うこととします。保健医療調整会議の設置場所については、地域の実情に応じて、関係者で設置に取り組むこととなっております。特に保健医療調整会議、圏域調整本部等の設置要綱につきましては、４月１日から改正させていただきまして、適応させていただいているところでございます。簡単ですが説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして、議事の（４）第８期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について、引き続き事務局から願います。

事務局
(高齢福祉課主査)

本日は、私どもで今年度作成します第8期愛知県高齢者健康福祉計画について概要を説明させていただきます。失礼ですが着座にて説明させていただきます。失礼します。

それではA3の資料4を御覧ください。まず最初に策定の目的等でございます。この計画は、本県での総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉計画と介護保険事業支援計画の2つの法定計画を一体として策定するもので、これを本県では、高齢者健康福祉計画という名称にしているというところで

す。
計画期間は、法律の規定により3年間とされておりまして、現行の第7期の計画期間が今年度末までとなっております。今年度中に2021年度から2023年度までを計画期間といたします第8期計画を策定することとしております。

この計画では、国の定める基本指針に即して、また、市町村においても県同様に第8期計画を定めることとなりますので、市町村の計画と整合させつつ介護保険サービスごとの利用見込み量や施設の整備目標に努めてまいります。

次に2の第8期計画の位置付けでございます。これまでの計画では、いわゆる団塊の世代といわれる方々が75歳以上となります2025年に向け、段階的に地域包括ケアシステムを構築されていくこととされており、第8期計画期間におきましてもそれに加え、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する2040年も念頭に置いたサービス基盤、人的基盤を推進していくこととされております。右にお示しいたしましたのは2025年以降の全国の人口の推移を表したグラフになります。こちらは全国の状況になりますが、申し訳ございませんが1枚はねていただきまして、2ページ目のA4の資料にて尾張西部圏域の状況をお示しいたします。

中央のグラフを御覧ください、棒グラフは人口を示しております。一番上の薄い網掛けが65歳以上の高齢者人口、上から二つ目のやや濃い網掛けが15歳から64歳、いわゆる生産年齢人口になります。そして一番下が14歳未満の人口となっております。また、折れ線グラフが2本ありますが、上の折れ線が生産年齢人口割合を下の折れ線が高齢化率を示しております。人口全体が徐々に減少する

中、折れ線を御覧いただきますと、下の折れ線が示します高齢化率が継続的に増加していくのに対し、上の折れ線が示します生産年齢人口割合が2025年を境に継続的に減少していき、両者の距離が急劇的に狭まるものと推定されています。こちらは全国の推移と比較し、両者ともほぼ同じ傾向ですが、変化の割合が1%程高くなっております。

また、グラフの下に主な介護サービスについて、今期7期計画の目標及びその進捗状況をお示しいたしました。こちらの圏域におきましては、現在のところ目標のほぼ9割以上を達成しておりまして、安定的なサービス提供がされていると認められます。ただ今後は、先程お伝えしましたとおり、人口構造の変化の見通しを踏まえたサービス基盤整備につきまして示していくことが重要であると考えております。

それでは1ページ目のA3の資料を御覧ください。続きまして右側3の第8期計画における主なポイントでございます。ここでは国の基本指針において、新規、或いは内容の拡充が図られました主な項目をお示ししております。まず(1) サービス基盤の整備でございます。先程お示しいたしましたとおり、第8期計画では2025年、2040年を念頭に置いたサービス基盤整備を行ってまいります。また、介護保険事業所の指定を受けていない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅が近年増加しており、都市部を中心に多様な介護ニーズの受け皿になっている状況を踏まえ、これらの整備状況を踏まえ、勘案し、基盤整備を進めることとなりました。

次に(2) 介護予防・健康づくり施策の充実でございます。一般介護予防事業の推進に対して、PDCAサイクルに沿った推進、専門職の関与、他事業との連携について、また、合わせて高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向け推進する旨が記載されることとなりました。

続きまして(3) 認知症施策の推進でございます。こちらは2019年6月に取りまとめられました認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けられることができる社会の実現を目指すため、普及啓発の取り組みやチームオレンジの設置及び通いの場の拡充等の記載をしていくことが求められております。

次に（４）介護人材確保及び業務効率化でございます。こちらは介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載することとされ、合わせて介護現場における業務仕分けやロボット、ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など介護現場の全体の具体的な方針が記載されることとされました。

（５）災害や感染症対策に係る体制整備でございます。こちら新型コロナウイルス感染症の流行や近年の災害の発生を踏まえまして、新型インフルエンザ等対策行動計画や地域防災計画との調和に配慮し、その備えや体制整備について記載されることとされました。

最後に４の今後のスケジュールでございます。８月２４日に第１回目の計画策定検討委員会を開催予定としており、主に計画の基本理念、基本目標の骨子案などについて御意見をいただくこととしております。今後は、市町村の取りまとめやヒヤリングなどにより市町村計画との調整を行い、県の施策や目標などを取りまとめた計画素案を作成しまして、１２月下旬に開催予定の第２回計画策定検討委員会にお諮りすることとしております。その後、１月下旬にパブリックコメントを実施し、最終案を３月中旬に開催予定の第３回計画策定検討委員会にお諮りした後、３月下旬に計画の策定公表を行うこととしております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

良いでしょうか。すいません。私初めてなので、ちょっとピントが外れてしまうかもしれませんが、資料４の一番最後の実績のところ、大体進捗状況よろしいようになっているようですが、訪問介護でちょっと悪くなっているというのは、実績の訪問介護の方が、他のところに比べてちょっと進捗状況が悪いというのは、なり手が無いということですかね。

事務局
(高齢福祉課主査)

９割を超えてきますとかなりおおよそ良いです。

議長

９割を超えていると良いですか。

<p>事務局 (高齢福祉課主査)</p>	<p>はい。計画を作っている側としては考えています。これよりも低いサービスもあります。</p>
<p>議長</p>	<p>今回のコロナに関連すると、一宮市内でも介護施設関係でクラスターが出たり、クラスターとは言わないけれども1人出るとそこでサービスが止まってしまうということがあります。そんなことを考え、勘案しても、サービス内容は良いという感じですか。</p>
<p>事務局 (高齢福祉課主査)</p>	<p>はい。今、御覧いただいているのは2019年度の結果ですので、ほぼあまり影響がないところの実績です。ただ、コロナの関連の影響もあるだろうというところで、そちらの方の影響も勘案して盛り込んでくださいということは、国の方からも指示がありまして、どうしても2020年度は、実績が少なくなってしまうので、それでこれを見込んでしまうと次の計画で誤りが出てしまうので、そこは修正したうえで作成していきます。</p>
<p>議長</p>	<p>修正したうえで、人的な面とかそういうのを含めて変更するのは出てくるのですか。どうでしょうか。</p>
<p>事務局 (高齢福祉課主査)</p>	<p>コロナの影響ですか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。そこを踏まえて、もうちょっと余裕を持たせた計画にするべきではないかということは、あり得ますか。</p>
<p>事務局 (高齢福祉課主査)</p>	<p>介護人材がまだ足りないということ。コロナに関係のないところでも人材不足になっていて、これも主なポイントの中の一つに入っているところなので、その兼ね合いは、まずは、そのサービスですが、計画の作り方は、市町村さんで、サービスの見込みがあって、それを積み上げたものが、県計画の数字という形になりますので、まずは、市町村さんの方で、それぞれの市で必要なサービスを見込んでいただくのですが、それを一度、県の方でもヒアリングということでお話を聞かさせていただきます。その時に、県の意見を入れさせていただきまして、他と比べたり、国などの指示によって、おかしい点がないかどうかとかは、精査させていただきまして、最終的な計画、県数字として</p>

議長

まとめていくという流れになりまして、なるべく間違いがないようにしていこうという流れではあります。

はい。ありがとうございます。すみませんね。他に御意見、御質問が無いようでしたら次に進ませていただきます。

次に議事（５）介護保険施設等の整備計画（市公募）の公募結果について説明よろしく願いいたします。

事務局
(尾張福祉相談センター次長)

失礼します。尾張福祉相談センター次長の近藤でございます。日頃は、福祉行政の推進につきまして、格別な御理解と御協力を賜り深く御礼申し上げます。私の方からは（５）の介護保険施設等の整備計画の公募結果について、御報告させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料５を御覧ください。上段と下段で２つの事業がございますが、まず上段の方は、平成３０年度第１回尾張西部保健医療福祉推進会議で承認されました一宮市におけます混合型特定施設入居者生活介護で、下段の方が、令和元年度第１回の本推進会議で承認されました同じく一宮市におけます介護老人福祉施設の整備についてでございます。

それぞれ一宮市さんの方で公募という手続きをとられまして、その結果、事業者が決まったという御報告をいただきましたので、この会議で御報告させていただきます。

まず上段の方の混合型特定施設入居者生活介護の結果でございますが、法人は一宮市内に本部があり、混合型特定施設入居者生活介護や通所介護、また、居宅介護支援事業等を運営しております株式会社ニッケ・ケアサービスで決まったということです。整備予定地は、一宮市の今伊勢町内、また、整備予定定員は計画どおりの６０名ということで、開所予定は令和３年４月ということでございます。

続きまして２つ目の下段であります。介護老人福祉施設の公募結果ですが、法人は愛西市内に本部があり、介護老人福祉施設や短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業等を運営しております社会福祉法人貞徳会で、整備予定地は、同じく一宮市内の今伊勢町内、整備予定定員も計画どおりの１００名ということで、令和５年４月の開所を目指しているということでございます。報告は以上でござ

	<p>ございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>続きまして、議事（6）尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会、令和2年3月11日開催の状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>一宮保健所総務企画課の伊藤でございます。私の方からは本年3月11日に開催いたしました尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の協議内容につきまして、簡単ではございますが、御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。</p>
(一宮保健所課長補佐)	<p>資料6を御覧ください。まず（1）の具体的対応方針の再検証の要請への対応でございます。厚生労働省が急性期の病床を有する公立・公的医療機関の内から再編統合について、再検証の要請対象となる医療機関を選定いたしまして、昨年9月に公表したところでございます。この尾張西部構想区域内におきましては、1つの公的医療機関におきまして、新公立病院改革プランの再検証が必要となったことから、個別に修正後のプランを提示したうえで、協議を実施いたしました。協議の結果につきましては、新公立病院改革プランの修正に合意が得られたところでございます。</p>
	<p>続きまして（2）の回復期病床整備事業費補助金の取り扱いについてでございます。回復期病床の整備予定医療機関から回復期病床整備計画書の提出が1件ございまして、こちら非公開で審議を行ったところでございます。審議の結果につきましては、整備計画に合意が得られたところでございます。</p>
	<p>それから最後に報告事項といたしまして、県庁の医療計画課から作成中でございました外来医療計画（案）の内容等につきまして、報告がございました。簡単ではございますが、3月に実施されました委員会の報告は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございませ</p>

事務局
(一宮保健所次長)

たらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。御質問等はございませんようですので、本日の予定の議事は、終了ということになります。

事務局からその他として、何かありましたら、お願いいたします。

はい。事務局から1点申し上げます。右上に資料配付と記載がある資料、これが3種類あります。「第4期愛知県障害者計画と第6期愛知県障害福祉計画を一体化した新プランの策定について」とA3ですけれども「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について」、更にA4の「令和2年3月31日現在の既存病床数」。そして、今日配付いたしました冊子でございますけれども「令和2年度一宮保健所事業概要」。これらの資料につきましては、お帰りになられてから、お時間のある時に御覧いただければと思っています。

また、疑問点等がございましたら、次第の裏面の方に資料の担当を記載させていただいています。それぞれ愛知県庁の福祉局福祉部障害福祉課、保健医療局健康医務部国民健康保険課、もしくは、一宮保健所まで御連絡いただければ、御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

ありがとうございます。出席委員の方々から他に何かございましたらよろしくお願いいたします。

皆様よろしいでしょうか。他に御意見等がございましたら、これをもちまして議事を終了させていただきたいと思えます。

皆様の御協力によりまして議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは事務局に進行を戻します。引き続きお願いします。

事務局
(一宮保健所次長)

はい。ありがとうございました。閉会にあたりまして、一宮保健所長から挨拶申し上げます。

事務局
(一宮保健所所長)

失礼いたします。本日は大変貴重な御意見を誠にありがとうございました。

この愛知県一宮保健所でございますが、愛知県で最初の

事務局
(一宮保健所次長)

保健所として業務を開始した保健所でございますが、来年の一宮市が中核市となり、市が独自に保健所を設置することになりますと本年度が県の保健所として、最後の年ということになります。

皆様方には、ぜひ最後まで引き続き御支援、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ですが、本日の閉会の御礼の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

これもちまして、令和2年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。